

平田茂樹

山口智哉

小林隆道

梅村尚樹

（編）

宋代とは何か



研究が

最前線の

描き出す

新たな歴史像

宮崎聖明
藤本猛
久保田和男
趙晶
吳雅婷
陳韻如
田中有紀
塩卓悟
市村導人
塚本麿充
東英寿
浅見洋二
福谷彬
酒井規史
王燕萍
齋藤智寛
綠川英樹
伊藤一馬
毛利英介
遠藤總史
高津孝

南宋時代の姦通事件における立証のジレンマ

趙晶（山口智哉訳）

南宋時期、私生活に関わる姦通事件は、証明の各段階で告訴側・被告側双方の当事者に言い分があつて傍証がなかつたため、いずれも疑問が残ることとなり、証明のジレンマに陥りやすかつた。それゆえに、『名公書判清明集』に見える司法実践の中で、「名公」（名裁判官）たちは整々しく姦通罪の成立を認定しないばかりか、その誣告の責めをも厳しく追及しようとはしなかつたのである。このような証明のジレンマは、またしばしば民衆に利用されて他人の婚姻関係の破壊、脅迫、財物の詐取等を目的とする諸々の不法行為を派生した。

宋代の姦通罪に関する研究は、すでに多くの蓄積があり、主に唐代と宋代の姦通罪に関する法規定の異同、宋代の姦通罪に関する立法と司法の齟齬、さらにそこから女性の地位、

両性関係、家族、性別秩序に焦点が当てられてきた。⁽¹⁾これらは議論に対しても、筆者は事件発生後の「証明」の問題に着目したい。例えば、イギリスやアメリカの刑事訴訟では、有罪判決は「合理的疑いを排除しうる」(beyond reasonable doubt)の場合にのみ成立する。宋代においてこれと類似の概念が現わることはなかつたが、それはそのような意識や認識が司法実践や一般民衆の心理に全く存在しなかつたということではない。例えば、『宋刑統』卷二九、断獄律、「不合拷訊者取衆証為定」条には「贓状露驗し、理として疑ふべからざれば、承引せざると雖も、即ち状に廻りて之を断⁽²⁾ず」とあり、例えれば計贓^(けいぞう)（何らかの手段によつて不正に財物を得ようとする）案件で現に贓物の現物が見つかつたり、殺人案件で殺害の実状

ちよう・しょう——中国政法大学法律古籍整理研究所教授。専門は唐宋法制史。主な著書に『玄天皇帝与唐宋法制考證』(上海古籍出版、二〇〇一年初版)、『三尺春秋——法史述釋集』(中国政法大学出版社、二〇一九年簡体字版)、また台北元華文創有限公司の『二〇一二年繁体字版』などがある。やまぐち・ともや——(台湾)国立台北大学歴史学系助理教授。専門は宋代社会史。主な著書に『五代在碑誌(全三冊)』(柳立言・李宗翰・劉祥光・陳韻がらと共編著)、広西師範大学出版社、二〇一二～二〇一三年)がある。

が明らかとなり、「理として疑うべからざる」状況に達すれば、たとえ被疑者の自白がなくとも、そのまま有罪とすることができた。これは唐宋時代なりの「合理的疑いを排除しうる」ことの表現であつた。

刑事事件の捜査が対象とするのは、犯罪の有無、犯罪は被疑者によるものか、犯罪の時間・場所・手段・結果その他の状況、行為の動機・目的、刑の重さに影響する事情の有無、被疑者の個人的事情など、一連の事実関係である。これらの事実はすべて対応する証拠によつて証明される必要があり、事件のあらゆる証拠の間で一切の矛盾が排除され、完全な証拠の連鎖が形成されはじめて、裁判官は被疑者の有罪・無罪について内心の確信を持つことができる。このような証明制度は近代的な発明ではなく、南宋期の裁判官もひとつひとつ司法手続きの中で検証を行つていたのである。これに関しては、柳立言と翁育瑄の研究でも触れられているが、柳氏の研究は倫理事件の特殊な司法的配慮に焦点が当たられ、また翁氏の著書にも議論の余地が残されており、以下に詳述する。

『名公書判清明集』には合計二十七件の姦通事件が収録されており、すでに多くの研究者によって議論されている。これらの事例の諸情報をまとめたものが表1であるが、ここから筆者の解釈と翁氏の著作には、四つの相違点がある。

（和姦未遂の場合は罪一等を減じ、誘惑したりからかつたりした者は杖刑八十）とされる一方で、強姦の場合は刑が大幅に重くなり「強姦した者は流三千里とし、刺青を入れた上で遠惠州への配軍刑とする。未遂の場合は流五百里とし、刺青をして配軍刑とする」とされた。そればかりでなく、「先に強姦で後に和姦となつた場合、男は強姦の法律に従うが、女は和姦より一等を減刑する」という規定もあつた。⁽⁵⁾なお、この刑罰に関して、宋代では「折杖法」とよばれる規定が用いられ、姦通罪に關係する主刑、例えば杖刑や徒刑、および流刑中に含まれる遠隔地への強制移住といつた刑罰は、臀杖（尻を打つ）や脊杖（背中を打つ。流刑中に含まれる劳役刑〔配役〕は除外）に読み替えられた。また、刺配（刺青をして配軍刑）などの附加刑は実際に執行された。⁽⁶⁾このほか、宋代には唐代よりも複雑な規定があつたが、本稿の議論とは關係がないため、ここでは述べない。

一、『名公書判清明集』にみえる姦通事案

本稿に入る前に、南宋時代の姦通罪について簡単に説明しておきたい。まず、宋代の姦通罪も「和姦」と「強姦」に区別され、前者は徒一年半、女性に夫がいる場合は徒二年の懲役刑となつた。⁽⁴⁾南宋期にはさらに姦通を既遂と未遂に区別し、

表1 『清明集』所収の姦通事案の検証と判決

| 表題 | 事件の状況 | 検証 | 判決意見 | 典拠・翁書 |
|----------------|---|--|--------------------|----------------------------|
| 1 争業以姦事蓋其妻 | 孫斗南が堂兄弟の孫達善と自分の妻王氏が姦通したと訴える。 | 孫斗南は直接見たわけではなく、族兄の孫彦烈の話を信じただけ。孫彦烈の供述：姦通の件はよく知らない。王氏の供述：絶対に姦通などしていない。 | 姦通罪不成立。誣告者の反坐は行わぬ。 | 卷6、戸婚門、争田業、180-181頁。翁書[20] |
| 2 生前抱養外姓沒後難以搖動 | 邢柟が、兄嫁の周氏の兄弟・周耀と周氏の下女の王燕喜が姦通し財産を盗んでいると訴える。 | 邢柟は証拠を提示しておらず、激昂から出た訴えである。 | 姦通罪不成立。誣告者の反坐は行わぬ。 | 卷7、戸婚門、立繼、201-203頁。翁書[10] |
| 3 婿争立 | 徐文挙が妻の舅・戴六七と弟の妻との姦通を訴える。 | 未見。 | 姦通罪不成立。誣告者に軽罰を与える。 | 卷7、戸婚門、立繼、212-213頁。翁書[21] |
| 4 將已嫁之女背後再嫁 | 吳慶乙の訴え：胡千三が息子の妻・阿呉（吳慶乙の娘）をからかい、彼女は行方不明に。 | 阿呉の話に基づくばかりで、官司の正式な調査・審問を経ていない。 | 姦通罪不成立。誣告者を反坐処分。 | 卷9、戸婚門、婚嫁、343頁。翁書[1] |
| 5 妻背夫忤舅斷罪聽離 | 阿張の訴え：彼女の舅（義父）が姦通した。 | 阿張が「新台之醜（義父と婦の曖昧な関係）」を理由に舅を訴えた。 | 姦通罪不成立。誣告者に軽罰を与える。 | 卷10、人倫門、夫婦、379頁。翁書[5] |
| 6 女嫁已久而欲離親 | 畠懿德は婿の王顯宗が家名を傷つけたことを嫌い、娘の阿轟との離婚を画策、そこで王顯宗の父・王伯慶と阿轟の間（舅と嫁の間柄）に曖昧な関係があると主張。 | 王顯宗はかつて刑罰を受けて身体に障碍があり、阿轟はどうしても去るに忍びない。王伯慶は自分の息子を追い出して嫁（阿轟）を留めている。 | 姦通罪不成立。非誣告。 | 卷10、人倫門、夫婦、379-380頁。翁書[6] |
| 7 夫欲棄其妻誣以曖昧之事 | 江浜夷の訴え：妻の虞氏が人とひそかに姦通した。 | 江浜夷は明白な証拠もなく妻を誣告したが、官司に何の根拠で判断させようというのか。 | 姦通罪不成立。誣告者に軽罰を与える。 | 卷10、人倫門、夫婦、380-381頁。翁書[22] |
| 8 婦以惡名加其舅以囮免罪 | 蔣八が息子の妻・阿張は不孝だと訴えたところ、阿張は蔣八が姦通を目論んでいると反訴。 | 阿張の供述は、口にするのも憚られ、事実関係ははつきりしない。蔣八は年老いて血氣も衰え、愚かしい考えを持つはずもない。阿張は過ちを犯した婦人であり、義父に求められた場合、礼に基づいて節を守り、凌辱を受けないような者では決してない。 | 姦通罪不成立。誣告者に軽罰を与える。 | 卷10、人倫門、乱倫、387-388頁。翁書[2] |
| 9 予妄以姦妻事誣父 | 黄十は父の黄乙が妻の阿李と姦通に及んだとして訴えた。 | 妻の言葉に賛同した。 | 姦通罪不成立。誣告者に軽罰を与える。 | 卷10、人倫門、乱倫、388頁。翁書[3] |

| | 表題 | 事件の状況 | 検証 | 判決意見 | 典拠・翁書 |
|----|-------------------|---|--|---|----------------------------|
| 10 | 既有曖昧之証合勒聽離 | 阿黃の訴え：舅の李起宗が姦通した。 | 阿黃は外では（姦通が）あったと訴えたが、内で取り調べの際にはなかつたという。受け答えをしても恥じらって挙動不審であることが多く、思うところがあつてもあえて言わないようである。李起宗は言い争いの際、言葉を詰まらせることが多く、恥じるところがあつて言えないようである。 | 姦通罪不成立。ただし、姦通が無かつたとも判定しない。誣告かどうかも認定しない。 | 卷10、人倫門、乱倫、388-389頁。翁書[4] |
| 11 | 弟婦与伯成姦且棄逐其男女盜壳其田業 | 陸氏の訴え：娘の阿邵が夫・楊自成の卒哭（服喪）中に楊自成の従兄・楊自智とたわむれ、楊自智は後に阿邵を連れ帰つて自分の妻とした。 | 阿邵と楊自智のたわむれについては証拠がなく、おそらく陸氏と阿邵が共謀し、官府で正当な離婚手続きを経て楊家を去ろうとしたもの。 | 姦通罪不成立。誣告の認定は行わず。 | 卷10、人倫門、乱倫、389-390頁。翁書[7] |
| 12 | 罪悪貫盈 | 黄徳が鐘万五の妻を犯し奪つたと訴えられる。 | 事実にして疑いない。 | 姦通罪成立。 | 卷11、人品門、公吏、410-411頁。翁書[15] |
| 13 | 籍配 | 王晋が兄嫁の阿莊と姦通し、同じ部屋で暮らしており、理に逆らい人のみちに外れた行為である。 | 阿莊は犯罪を認めている。王晋の妻・阿姜は粗末な場所に捨ておかれ、下女のようにこき使われている。 | 姦通罪成立。男女ともに罰を受ける。 | 卷11、人品門、公吏、414-416頁。翁書[8] |
| 14 | 逼姦 | 潘富は喜安と和姦、また刃物で脅して主家の妾の慶喜に姦通を迫つたと訴えられる。 | 相次いで供述がある。 | 姦通罪成立。男女ともに罰を受ける。 | 卷12、懲惡門、姦穢、441頁。翁書[13] |
| 15 | 告姦而未有実跡各從輕斷 | 韓翼、陳紹、趙孟圓の訴え：趙氏の下僕の鄭応臻が趙孟溫の娘・冬娘を姦通した後に娶つた。 | 詳しく取り調べたところ、鄭応臻の本性が露呈し、たんに僕というのみならず、賊というべきものである。州の文書を調べたところ、鄭応臻には盜罪の前科があった。 | 姦通罪不成立（証拠がない）。男は軽きにしたがつて処断し、女は罰しない。誣告の認定は行わず。 | 卷12、懲惡門、姦穢、441-442頁。翁書[11] |
| 16 | 士人因姦致爭既收坐罪名且寓教誨之意 | 陳憲が阿連を当てこすり、王木、傅廿六等に殴られて訴訟となつた。 | 供述、文書に基づいて事件の詳細を述べる：阿連は夫に背いて他人のもとに走り、陳憲、王木と姦通した。陳憲は阿連を犯し、かつその夫と王木を殴打した。王木は阿連と姦通し、阿連を連れて帰宅、父親の下女とし、再び姦通に及んだ。 | 姦通罪成立。罰を免ず。 | 卷12、懲惡門、姦穢、442-444頁。翁書[12] |

| | 表題 | 事件の状況 | 検証 | 判決意見 | 典拠・翁書 |
|----|--------------|---|--|---|----------------------------|
| 17 | 貢士姦汚 | 彭二十四が、何十四の家風はでたらめで、娘の彭氏が妊娠したと訴え、そこから王桂と彭氏の私通が明らかとなった。 | 王桂は彭の言い分を引いて、何の家がもともとみだれているのだと弁解。自分の心を振り返ってやましいところがあり、すでに「最初は垣根越しに会話するばかりであったが、後には門戸を開いて往来するまでになった」という関係を認めている。 | 姦通罪成立。男を罰する。 | 巻12、懲悪門、姦穢、444-445頁。翁書[14] |
| 18 | 僧官留百姓妻反執其夫為盜 | 僧の行満が呂千乙が物を盗んだと訴え、呂千乙もまた行満がその妻を拘禁していると反訴する。 | 両者の言い分は真偽がはっきりせず、東県が追加で取り調べるべきである。 | 知県に処理させる。 | 巻12、懲悪門、姦穢、445-446頁。 |
| 19 | 道士姦從夫捕 | 隣人が呂道士の姦通を訴える。 | きっと日ごろの素行に欠けるところがあり、それで世間の指弾を受けたのであろう。色好みだから、姦通を疑われる。姦通の事案は夫が提訴するものであるが、(夫の)李高の訴えはないので、官司としてもあれこれ干渉する必要はない。 | 姦通罪不成立。誣告認定はせず。 | 巻12、懲悪門、姦穢、446頁。翁書[18] |
| 20 | 吏姦 | 蔡八三が、妻の阿李と葉棠が私通したと訴える。 | 蔡八三の告発：昨年の十月七日、外から帰宅すると、妻と葉棠が家で私通に及んでいるのを目撃した。捕まえようと隣近所に声を掛けたが葉棠に逃げられてしまい、訴えることができずにいた。 阿李、葉棠の供述：姦通の事実は実は昨年の六月以後にあった。 | 姦通罪成立。恩赦により免罪。男は公吏であるにもかかわらず法を犯したので他の罰を与える。 | 巻12、懲悪門、姦穢、446-447頁。翁書[16] |
| 21 | 因姦射射 | 僧の妙成と陶岑が互いに訴訟を起こしており、妙成が黄漸の妻の阿朱と姦通したと訴えている。 | 黄漸はこれまで一度も姦通のことを告訴したことがない。陶岑と寺僧との訴訟の中で阿朱の一件が出てきたが、姦通の事実かあったかどうかは分かららない。 | 姦通罪不成立。誣告者を反坐せず。 | 巻12、懲悪門、姦穢、448-449頁。翁書[17] |
| 22 | 丁氏子丙 | 丁丙が他人の妻を奪ったと訴えられた。 | 言及なし。 | 姦通罪を処理せず。男が輕罰を受ける。 | 巻12、懲悪門、姦穢、450頁。 |
| 23 | 母子不法同惡相濟 | 僧の恵暎が范廿三の妻と私通した。 | 言及なし。 | 姦通罪成立。男が罰を受ける。 | 巻12、懲悪門、豪横、471-443頁。翁書[19] |
| 24 | 資給誣告人以殺人之罪 | 陳氏兄弟が、厲百一が実弟の厲百七を殺したと訴えた際、厲百七と厲百一の妻・阿沈が姦通したことが明るみに出た。 | 厲百七の死後に阿沈が夫に包み隠さず打ち明けた(夫は全く知らなかつた)。 | 姦通罪を処理せず。 | 巻13、懲悪門、告計、487-488頁。翁書[9] |

| 表題 | 事件の状況 | 検証 | 判決意見 | 典拠・翁書 |
|------------------|--|--|--------------------|----------------------------|
| 25 自撰大辟之獄 | 呉慶と婢の探梅が姦通した。 | なし。 | 姦通罪成立。男女ともに輕罰を受ける。 | 卷13、懲惡門、告訴、491頁。 |
| 26 隣婦因争 妄訴 | 阿周は尹必用が強姦したと訴えた。 | 阿周の供述：尹必用に寝室の中に抱え込まれたが、抵抗して逃げおおせることができた。このような事実はなかったはずだ。もし本当にこのようなことがあれば、どうしてすぐさま隣近所に知らせ、官府に訴えないのか。年を越えてから訴訟を起こしたこととは、すなわち虚偽であるということで、言わずとも分かるものだ。 | 姦通罪不成立。誣告者に輕罰を与える。 | 卷13、懲惡門、妄訴、505-506頁。翁書[23] |
| 27 元悪 | ト元一は一か月以上にわたって崔大家の娘を強姦し、江八娘の妻を奪い、方千一の妻としたむれ、徐三の妻を強姦しようとした（未遂）として訴えられた。 | 方千一が現場で「色をなして怒った」こと、徐三が現場で「邪魔をした」ことなど、人的証拠が存在。 | 姦通罪成立。男が罰を受ける。 | 卷14、懲惡門、姦悪、521-523頁。翁書[24] |

第一に、翁氏は二十五件の事例を挙げているが（「数字」で表記）、そのうち「25」は姚家の下女・春喜が姚岳の繼子の蕭真孫とともに臨安に逃げたことを述べるだけで、姦通の罪については言及がないので除外している。⁽²⁾また表1の18、22、25は翁氏の著作には収録されていない。⁽⁸⁾

第二に、表1の20と26に関して、翁氏はこの二事例（翁氏著の「16」と「23」）をもとに、姦通罪の告訴に「追訴期間」が存在するのではないかと推論している。⁽⁹⁾ただ、実際には、これは審判者が長期間にわたって告訴しないことから原告告訴の信憑性を疑つてゐるに過ぎない。それゆえに、劉克莊は20の判決において、葉棠と阿李の姦通は「徒罪とすべきであるが、すでに玉宝の恩赦が適用されている」として免罪している。すなわち、追究されなかつた理由は恩赦があつたからであり、昨年に発生した時効の案件だつたからではない。

第三に、翁氏は「姦通した十一人の女性のうち、二人は姦通の罪を追及されず、実家に戻つたり（帰宗）、再婚（改嫁）した者が三人、県外に追放されたり、本籍地に引き渡された者が二人、残りの四人は杖刑に処された」としている。⁽¹⁰⁾しかしながら、表1から分かることは、強姦罪が成立した案件（網をかけたもの）が九例で、12と27の事例が強姦、23もおそらく強姦の可能性が高いので、実際に和姦罪が成立した女性

はわずか七人である。翁氏の挙げた「7」、「10」、「17」（表1の11、2、21）は、いずれも和姦罪が成立していない。この七人の女性のうち、刑を免除されたのは三人で、16における阿蓮の再婚、そして20における阿李の本籍地送還は、いずれも懲罰ではない。前者は阿蓮の夫・傅十九がすでに別の女性を娶つており（かつ繰り返し赦免されている）、後者の阿李はすでに蔡八三によつて縁を切られていたので、彼女たちに対するこれらの措置は単に穂当な処理を行つたというにすぎない。このほか22の丁丙に奪われた妻^{〔1〕}、24の阿沈も罪を犯したことになつてゐるが、当局は処分していない。

第四に、翁氏は「誣告冤罪」が九例あるとするが、表1の2と26の事例を欠いており、合計十一例である。^{〔12〕}これら的事例は、裁判者が直接「誣告」であると指摘してはいないが、内容から判断して他の事例と違ひはない。

二、姦通案件に見える立証のジレンマ

立証の仕組みについて、翁氏は、強姦事件の事實認定は「寝床で姦通者を確保する」^{〔13〕}のでなければ、裁判官の個人的心証によると指摘している。これは必ずしもそうではなく、例えば「寝床で姦通者を確保する」場合はその多くが和姦である。表1の12、27の強姦事案では、加害者が非常に凶暴である。表1の12、27の強姦事案では、加害者が非常に凶暴で、

証拠を残すことを恐れなかつた（夫の前で妻をたぶらかしたり、強姦に及ぼうとした）。また13、14、16、17、20の事例のように、強姦罪成立の証拠は供述で、特に16では二人の姦夫が男女関係の嫉妬から大喧嘩となつて訴訟にまで至り、そこで姦通を自白した場合もあつた。裁判官の個人的な心証については、これらの事例から明らかのように、およそ姦通の自白がない場合、裁判官たちは「事情は曖昧である」として認定をせず、状況観察から嫌疑が生じたとしても（例えば10の案件）、原告の訴えを認めていない。すなわち、彼らは独自の証明基準をもち、そしてその基準は尊卑の倫理によつて異なるものではなかつたことが分かる。

（1）犯罪の結果

姦通を犯した結果について、強姦であれば被害女性の身体上に何らかの痕跡が残る可能性があるが、和姦の場合はその立証がすこぶる困難となる。先述の事例では、17の彭氏の妊娠が姦通の明確な証拠となつた。いうのも、彭氏は何氏の息子の嫁として幼い頃から何家に引き取られて育てられていく「童養媳」であり、まだ夫と性的関係が発生していなかつたからである。これは寡婦が身籠る道理にも通じる。このほか、宋代にはすでに処女かどうかを調べる方法が存在し、これによつて姦通の有無を検証できた。例えば、南宋の高宗

皇帝が自身の後継を宗室出身の趙伯琮（孝宗）と趙伯玖（恩平郡王）のどちらにするかで悩んでいた際、両名にそれぞれ宮女十人を与える。数日後に呼び戻して調べたところ、趙伯玖のところの十人はみな手を付けられていたのに対し、趙伯琮のところの十人は「完璧」（全く手が付けられていない状態）であった。¹⁴⁾また、宋慈によつてまとめられた検死方法にも「処女であるかどうかを調べるには、産婆に命じて爪を切つた指を遺体の陰門内に入れさせ、黒ずんだ血があれば処女、無ければ処女ではない」という指摘がある。¹⁵⁾ただし、この方法は夫がいる妻には使用できなかつた。もちろん、特殊な事例が『西湖遊覽志余』に記載されている。慶元四年（一一九八）夏、王中奉の妻が柳州寺で僧侶とはばかることなく情事に及んでいると、その声が外まで聞こえ、他人に「僧侶が婦人をかかえてその首筋を噛んでいる」ところを見られてしまう。翌日、王中奉がそのことを聞きつけて、その首筋を調べたところ、果たしてその通りであつたという。¹⁶⁾

（2）犯罪行為

南宋時代、姦通罪は既遂と未遂、すなわち目的を遂げたか、そうでないかに分けられていた。犯罪の結果が既遂であり、しかもその結果が証明できるのであれば、姦通行為の存在をあらためて証明する必要はない。もしも既遂という結果

の証明が困難な場合、未遂か非遂かはどのようにして証明できるのだろうか。また、被疑者はいつたいどうやつて無実を証明すればよいのであろうか。例えば、26の阿周は尹必用が自分を強姦しようとしたと主張するが、寝室内のことで当事者の訴えしかなく、他の目撃証言もなかつた。たとえ阿周がすぐに隣近所を呼んだとしても、尹必用が強姦しようとしたことをどうやつて証明すればよいのであろうか。淳熙四年（一一七七）、建昌南城南原村で起きた事例をみてみよう。村婦の游氏はもともと淫乱で、他人と姦通に及び、長兄の寧六から疎んじられていた。ある日、游氏が鶏を捕まえて料理しようしたところ、寧六がその家に入ってきて鶏を探し始めた。游氏は刃物で手を傷つけて、隣家に駆け込んで大声で「長兄が夫の不在をいいことに、鶏を餌にして私を辱めようとしました。私がこれを拒んだところ、ふところに刀を忍ばせていて私を殺そうとしてきました。幸いにして逃げおおせたのです」と叫ぶ。寧六には妻がいなかつたので、隣人は彼が確かに強姦しようとしたのだろうと考へて、彼を縛り上げて官府へ送つた。取り調べが進み、寧六の判決は死罪となり、一方の游氏はその節義が表彰された。¹⁷⁾このほか、南宋の法律においては、未遂の下に「誘謔」という規定が設けられた。これは挙動犯であり、犯罪の結果の発生を必要としない。

例で、陸氏は娘の阿邵がかつて長兄の楊自智に「からかわれた」と訴えている。このような密室内のこととは、阿邵が自身から言い出さなければ、他人ではなかなか分かりづらいであろう。それゆえに、裁判官の翁浩堂はこれを「娘と母が共謀したものであり、官府の正当な手続きをへて離婚し、夫家から離れようとしているもの」と推測し、「阿邵の計略はなんと狡猾であることよ」と述べている。

(3) 姦夫

もしも女性の身体から犯罪結果に関する証拠を入手できたとしても、すぐにその場で逮捕されなければ、後日になつて相手が誰であるかを証明することは困難であろう。例えば、17の事例では、彭氏が妊娠すると、父の彭二十四が告訴した相手は彭氏を童養媳として受け入れた何十四の家であつた。さらにその矛先が姦夫である王桂に向かうと、彼は彭氏の主張を持ち出して弁明し、姦通者は何家出身の者であると主張している。当然ながら、姦通の結果という点では、姦夫は自身の生理能力で自己弁護を行うことも可能である。例えば、8の事例では、裁判官の胡石壁は被告の蒋八のために「年老いて血氣も衰え、愚かしい考えを持つはずもない」と弁護している。ただし、このような理由では、姦通未遂やからかわされたという訴えには意味をなさない。

(4) 主観的心理

南宋時代の姦通罪には「先に強姦、後に和姦」という新しい条項が設けられた。すなわち、まず男が女を強姦し、後になつて二人で和姦に及んだということである。これは、女性の主観的な心理を証明することが必要になる。例えば、14の事例では、潘富と喜安は和姦であるが、慶喜に対しては、当初「刃物で迫った」とあるように強姦であった。ただし、事件の描写から判断して、後に慶喜も潘富と共に主家の財物を盗むようになつており、彼女の主観的心理に変化が生じたことがうかがえる。

(5) 品格の証拠

8、15、26の事例では、裁判官が容疑者の外見、所作、出身、品行に対しても評論を行い、阿張が「過ちを犯した婦人」であること、阿周の外見が廉潔の女性ではないことを理由に原告の告発の信用性を否定している。また、鄭應臻の見た目は下僕のようでもあり、盜賊のようでもあるとするものの、依然として姦通が成立しうる形跡は見いだせないとする。さらに6、10の事例では、裁判官は当事者の理にもとる行為や取調べの現場での態度に基づいて疑念を生じたが、それでもやはり姦通罪の成立を認定することはなかつた。

総じて、姦通案件（とくに和姦）は密室の出来事となるだ

けに、証明体系を構成する個々の段階の立証が困難であり、

三、証明のジレンマについてこむ

他の不法行為

先述した裁判官たちは「疑わしきは罰せず」の精神を重んじて、姦通の決定的な証拠がなければ、軽々しく姦通罪を認定することはなかつたし、告発者を反坐処分とすることもなかつた。これは当然ながら理想的状況下における姦通罪の疑惑に対する司法態度であり、「もし虚実を極めようと考えれば、棒叩きや鞭打ちの下で、弱弱しい女性はどうして逞しい男性が獄吏に対するように振舞えるだろうか。結局のところ、無実の罪に服することになる」という。このことは、もちろん南宋の名裁判官たちに特有な考え方ではなかつた。例えば、元豊三年（一〇八〇）四月、神宗は葉元という男が兄とその子供を殺めた事件について、「同居の兄とその妻が姦通し、強姦か和姦かの証拠がないばかりか、罪人もすでに死んでしまつており、姦通についてはみな葉元の口から出ている。裁判を決定するまでには至っていない」という意見を下したことがある。⁽²¹⁾ このような立証体系は、被疑者にとつては慎重な裁判運営という司法精神を反映したものといえようが、被害者（特に女性）に高い立証要求を課すことは、被害者の権益の擁護には不利となり、全く問題がないとは言い切れなかつた。

姦通案件は曖昧かつ私生活に関わる問題であり、しばしば立証説明の義務が当事者側にある。しかし、先述したように、被害者が姦通を証明することは難しいが、一方で被疑者の側もはつきりとしたことが分からぬ場合、「嫌疑があるところが必ずしも事実であるとは限らないが、誹謗や議論がおこるのは、よもやそれが議論される理由がないといえるだろうか？」とされ、自身の嫌疑を完全に排除することが難しい。これが『宋刑統』にいう「疑罪」であり、「犯罪事実に疑義があり、処斷を明確にしがたい場合をいう」もので、『疑』とは、虚偽の証言と真実の証言の数が等しく、（被疑者が犯人であるということについて）是とする道理と非とする道理が拮抗し、あるいは被疑者が犯人である疑いがあつても、目撃者が存在しないか、犯行を見聞した人がいても、被疑者が犯人であるとする疑いが存在しないといった類のことをいう⁽²²⁾とする。こうなると、おのずから現実の中で連鎖反応が生じる。『慶元条法事類』には『宋刑統』の基礎の上に新しく「姦通事件は夫が提訴する」という規定が加えられた。これは、范応鈴の「もし事情が曖昧で、姦通事案が夫の告訴のないま

まに処断してしまうと、……人の隠し事を暴いて、無実の罪で裁かれるようになり、当今の婦人は軍當に送られて兵士の妻になるのを免れない者が半ばを超える⁽²⁵⁾』という理由のほかに、南方の風俗習慣と妥協した結果なのかも知れない。例えば、両浙の婦人は気楽で満ち足りた生活を求めるあまり、庶民の家ではとてもその負担に耐えられないでの、彼女たちの私通を許し、これを「貼夫」とよんだ。もしも居所が僧院の近くであれば、貼夫はみな僧侶であつたとい⁽²⁶⁾。また、武陵の民・鄭二の妻は王和尚と姦通しており、近所にも知られていた。張二夫婦がこれをネタに鄭二夫婦を嘲笑すると、鄭二が刃物を持って張二の家に乗り込んで来て挑発したが、張二に追い出されてしまう。⁽²⁷⁾そこで鄭二は我が子を殺して張二にやられたと言⁽²⁸⁾い立てたとい⁽²⁹⁾う。

このような制度、慣習、そして証明のジレンマが相互に作用することで、僧侶が自分の欲望を満たす余地が生みだされた。例えば、京師の人・王武功の妻はたいそう美女で、托鉢僧がこれに惚れ込み、しばしばちよつかいを出したが思いを遂げることはできずにいた。王武功が妻を連れて淮上に赴任することとなり、托鉢僧は人に託して大きな贈り物を送らせ、

〔聰大師から県君（王氏夫人）に伝言です。離れてもまたきつと再会できる日がありますから、あれこれは申しません。こ

女性もしばしば、誣告や脅迫に類似した手段を用いている。例えば、淳熙十四年（一一八七）九月早朝、程発は臨安から

の贈り物を送ります」と伝えさせた。そこで、王武功は妻が僧侶と姦通したのではないかと疑い、官府に訴え出た。このとき、僧侶は名前や住所を残していないかつたので捕縛が困難であつたが、王の妻は裁判で取り調べを受け、夫にも見捨てられてしまう。後に彼女は「事情が曖昧で追究できない」という理由で放免となつたが、生活していくことができなくなつた。すると、僧侶がまたも人を遣わしてあれこれ言い含め、女性を騙して寺まで連れて来させ、軟禁して強姦に及んだ⁽³⁰⁾とい⁽³¹⁾う。このほかにも、江夏の主簿であつた趙某は、任期を終えて寺院に滞在していた。僧侶が彼の妻に宛てた手紙を偽造し、趙某が毎日線香を立てて拝礼する香炉の下に置いておくと、趙某がそれを発見して妻を詰問するが、妻は自分で説明することができない。趙某は官府に訴え出て妻と離婚し、僧侶は杖刑の処分となつて還俗すると、正式に仲人を介して趙の妻を娶つたとい⁽³²⁾う。当然ながら、罪のない僧侶がこのようないくつかの自己証明の難しい問題に苦しむこともあつた。例えば、宗室出身の趙保義は久しく寺院におり、いつも年若い下女に住持の部屋へ通わせ、住持が要求に従わなければ、姦通の言いがかりをつけて脅したとい⁽³³⁾う。

浮梁に戻ってきたところで、一人の婦人に出会つた。彼女は夫の家から追い出されて住むところもないで、自分を程の家まで連れて行つてほしい、あなたのもとに嫁ぎたいという。程発はすでに妻帯者だったのでこれを拒み、「あなたと同行すれば、道行く人は必ず私を間男だと騒ぎ立てます。これは穩やかではありません」という。すると、この婦人は「では、私は都保（農村部の治安維持・行政補助のために置かれた）のところに行つて、あなたが私をさらつて強姦したと言いますよ」と彼を脅した。そこで程発は恐ろしくなつて、彼女が同行することを認めた。⁽³¹⁾ いまひとつ、慶元三年（一二九七）六月十日、李七が夜に帰宅すると、居所の部屋の扉が半開きになつており、その中に一人の女性がいた。彼女は、单衣をまとい、足袋をはかないまま翠の鞋を履いていた。李七が驚いていると、その女は「もしもあなたが私を受け入れてくれないのなら、すぐに廻巡（夜警）を呼んで誘引の罪であなたを誣告しますよ」。李七は怖くなつて「従うほかありません」といつた。⁽³²⁾ この二つのエピソードは後に靈異事件に発展していく、なおかつこの対話を外部の人間が聞き得たとは考えられないでの、おそらくは物語の作者の創作であろう。ただし、このエピソードは、当時の人々の姦通の告訴と証明の方法を示してくれる。例えば、前掲表1の25の事例について、裁判

官の胡穎はもし強姦の事実が確かならば、女は「すぐさま隣人を呼んで、官府に訴え出る」のが道理のはずだという認識であった。ここに紹介した故事の二人の女はまさにこれを逆手にとつて相手を脅しており、二人の男も無実を証明するすべがないという不安から、当初は従うほかなかつたのである。特に、すべての人がみな幸いにも「名公」（名裁判官）に出会った、「疑罪」で釈放されるとはかぎらない。いつたん訴訟に関わつて獄につながれてしまえば、官吏の違法な賄賂の請求や拷問による自白強要などによつて「家の破産や身を亡ぼしてしまつような災難」を受けるおそれもあつた。⁽³³⁾ 先に引用した寧六が強姦で誣告された冤罪案はその一例である。また、淳熙十六年（一一八九）閏五月、潭州の貧民某の娘が趙主簿の息子と私通して妊娠した。彼女は母とともに易二十三の店に滞在していたが、部屋代を払えなくなつたので、母が易家の息子が娘を強姦したと誣告する。易家の息子は一ヶ月にわたつて厳しい責め苦を受けたが、結局罪状を認めず、娘の方も身重の体を理由に拷問ができなかつた。その後、靈異現象が生じたことから、その娘は出産後に誣告であることを認め、姦夫の名前も自供した。娘の母は杖刑となり、易家の息子は無罪放免となつたのである。⁽³⁴⁾

このほか、「寝所で姦通の現場を押さえる」のような実際

の証拠と「夫による提訴が必要」という訴訟要件は、しだいに一種の犯罪パターンを生み出した。⁽³⁵⁾『夷堅志補』巻八に収録されている「呉約知県」、「李將仕」、「臨安武将」の三つのエピソードはこれと関連がある。前二者の事例は女色をむさぼっていた主人公の男が、人妻に近づくことに執心し、女性の心をつかんでさあ同衾に及ばんとしたその時、人妻の夫が帰宅して男は捕まってしまう。最終的に男は必死に助命を請い、大金を差し出して罪を詫びて物語が終わる。最後の一例は主人公の男が人妻といよいよ姦通に及ぶことになり、自分の荷物を女の部屋に運び入れていた。そこに人妻の夫が帰ってきて男を捕まえようとしたので、男は門から逃げた。最終的に財産を失つたが罰は免れたという話である。実のところ、これは狡猾の徒が遊女を餌に「金儲け」をしたにすぎない。⁽³⁶⁾先述したように、姦通は既遂か未遂かに分けられたが、たとえ前二例のように主人公の男がその願いを達成できなくても罰を受けねばならず、まして寝室で捕まつてしまえば、いつたいどうやつて「未遂」を証明することなどできただろうか。

四、結論

南宋時代には、近代証拠法上の「立証基準」という概念やそれに対応する「挙証責任」の規定は存在しなかつたが、司

法関係者も一般民衆も、「犯罪の証明があつた」という独自の証明体系を頭の中に持つており、しかもこの証明体系は関係者の身分（尊卑など）によつても変わることはなかつた。法制度上、犯罪の告訴は「年月を記載し、事實を述べ、疑いを差し挟む余地があつてはならない」と定められており、殺人、窃盜、火災・水害といった案件については、もしも恨みや憎しみから故意に誣告したのでなければ、虚偽と認めても、誰も反坐されなかつた。⁽³⁷⁾ここから、姦通事件の被害者が告訴する場合、殺人や窃盜などの被害者やその家族よりも立証義務が重く、もし立証できなければ誣告となり、反坐処分を受けてしまうことが分かる。先述の通り、姦通事件は事情が曖昧で、当事者が相手の有罪を証明するのが難しいばかりか、自身の無実を証明することすら難しかつた。実際のところ、官府で検証を行つて各証拠の是非を判断することは困難であり、これに加えて当時は挙証責任という概念がなかつたため、官府は証明の各段階で問題があると、「繰り返し検証を行い、それでも判断を下すことができず、拷問が必要だということになれば、拷問を必要とする旨の書類を作成して、長官の許可を得て初めて拷問を行う」とし、もし被疑者が法で定める最も厳しい拷問を受けてもなお罪を認めなければ、今度は告発者が拷問を受けた。⁽³⁸⁾このように、姦通の告

発者は大変重い法律のリスクに直面していたのである。

あるいは、このような制度規定が姦通告発者に不利であ

り、また姦通案件に存在する証明のジレンマのゆえか、司法

の現場において、裁判官は姦通案件の一方のみの供述に対し

ては慎重な態度をとり、心の中で疑うことはあっても、簡単には姦通罪の成立を認めず、また厳格に法を運用して告発者に反坐を適用することもない。そして社会生活の中においては、男女ともにこの証明のジレンマを利用して夫婦の仲を裂く、第三者が割り込む、金銭をかすめ取るなどの目的を達成しようとすることがあつた。

もちろん、証明体系にせよ、当事者が証明のジレンマをめぐって展開するゲームにせよ、健全な運営環境に依存している。現在の史料と研究に基づけば、当時たしかにワイヤロによつて法を枉げる運用や拷問致死による実例は数多く、我々もまた「刑政は未だ明らかならず」や「青天の窓外に青天なし（名裁判官の視界に入ったとしても公正な裁きはない）」という

ものではない。事実上、法治の発揚が叫ばれる昨今、世界

のであり、私たちが古代人より優れていると自信を持つて主張するのはなかなか難しいようである。

注

(1) 関連成果として、崔碧茹「姦罪与“家道”——宋代司法官处理姦罪的原則」（中研院歴史語言研究所法律史研究室編『中華法理の產生、應用与轉變：刑法志、婚外情、生命刑』学術研討会論文集）二〇一七年七月十九（二十一日）一八一頁注一を参照。

(2) 審議等撰・薛梅卿点校『宋刑統』（法律出版社一九九九年）五三八頁。

(3) 柳立言「從法律糾紛看宋代的父權家長制——父母舅姑与子女媳婿相争」（中研院歴史語言研究所集刊）六九一三、一九九八年、後に氏著『宋代的家庭和法律』（上海古籍出版社、二〇〇八年に収録）二九〇—三〇五頁。翁育瑄『唐宋の姦罪与両性関係』（稻鄉出版社、二〇一二年）二三八—一四一、一五八—一六〇、一六五一—六六頁。

(4) 『宋刑統』卷二六、雜律・諸色犯姦、四七八頁。南宋時期にはまだこの変化が生じておらず、例えば『名公書判清明集』卷一二、懲惡門・姦穢、「因姦射射」には「在法、諸犯姦徒二年」（中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室点校、中華書局、一九八七年、四四八頁）となる。本案件は、夫がいる妻に対するものであるがゆえに「三年」となっている。

(5) 以上の条文は、謝深甫等撰・戴建国点校『慶元條法事類』（黒龍江人民出版社、二〇〇二年）卷八〇、雜門・諸色犯姦、九一九一九二〇頁より引用した。

(6) 刑罰に関する具体的な説明については、高橋芳郎『訳注

(30) 『清明集』卷一一、人品門・僧道、「僧為宗室誣賴」、四〇六頁。

(31) 『夷堅志・支丁』卷五、「夥縣道上婦人」、一〇〇八頁。

(32) 『夷堅三志・壬』卷三、「張三店女子」、一四八九一一四九〇頁。

(33) 劉鑾珺『明鏡高懸——南宋縣衙的獄訟』(五南圖書出版、二〇〇五年)、二三五一一三〇頁を参照。

(34) 『夷堅志・支乙』卷一〇、「趙主簿妾」、八六九頁。

(35) 鉄愛花はこのような犯罪パターンを「情色詐騙（色情詐欺）」に分類している。詳細は、鉄愛花「宋人行旅中情色詐騙問題探析」（『社會科學戰線』二〇一三年七月）、一一二一一八頁を参照。

(36) 『夷堅志補』卷八、一六一六一一六二〇頁。

(37) 『宋刑統』卷二四、鬪訟律・犯罪陳首、四二六頁。

(38) 『宋刑統』卷二九、斷獄律・不合拷訊者取衆証為定、五三八・五四一頁。

(39) 何忠礼「論南宋刑政未明之原因及其影響——由『名公書判清明集』所見」（『東方學報』〔京都〕六一、一九八九年）五三九一五六八頁、柳立言「青天窓外無青天・胡穎與宋季司法」（柳立言主編『中國史新論・法律史分冊——中國伝統統法律文化之形成与転変』中研院・聯經出版事業股份有限公司、二〇〇八年）、一二三五一二一頁。

二四二回宋代史談話会（二〇二一年十二月二十五日）で報告を行い、平田茂樹・山口智哉・小野達哉の諸氏より貴重な意見をいただいた。また、本稿の修正の過程で、訳者の山口氏、および学生の晏可芸・雲夢沙両氏より有益な助言を得た。記して謝意を表する。

訳者注 本稿の翻訳にあたり、律令研究会編『訳註日本律令八唐律疏義訳註篇四』（東京堂出版、一九九六年）、清明集研究会の『名公書判清明集』（懲惡門）訳注稿（その一～その五）（同会発行、一九九一～一九九五年）、『名公書判清明集』（人品門）訳注稿（上・下）（同、二〇〇〇～二〇〇二年）、「名公書判清明集」（人倫門）訳注稿（同、二〇〇五年）および高橋芳郎氏の『訳注「名公書判清明集」戸婚門——南宋時代の民事的紛争と判決』（創文社、二〇〇六年）、『訳注「名公書判清明集」官吏門・賦役門・文事門』（北海道大学大学院文学研究科、二〇〇八年）、中村正人・唐律疏議講読会『唐律疏議』断獄律現代語訳稿（下・完）（『金沢法学』五七卷一号、二〇一四年）、三九一七四頁を参考にした部分がある。

附記 本稿の最初の構想は、浙江大学人文科学研究所主催の研究ワークショップ「夷堅志」の世界（文学・言語・社会）（二〇一八年八月一～十四日）において、陳昭容・康韻梅・郭永秉・仇鹿鳴ら四人との議論の中で形成されたものである。後に「論南宋疑罪刑案的查証困境与官民的応對互動」の一部分として第

執筆者一覧（編者以下、掲載順）

平田茂樹・山口智哉・小林隆道・梅村尚樹
宮崎聖明・藤本 猛・久保田和男・趙 晶
吳 雅婷・陳 韻如・田中有紀・塙 卓悟
市村導人・塙本磨充・東 英寿・浅見洋二
福谷 彰・酒井規史・王 燕萍・齋藤智寛
綠川英樹・伊藤一馬・毛利英介・遠藤総史
高津 孝

【アジア遊学 277】

そう だい なに
宋代とは何か

最前線の研究が描き出す新たな歴史像

2022年11月25日 初版発行

ひら た しげ き やまぐちとも や こ ばやしたかみち うめむらなお き
編 著 平田茂樹・山口智哉・小林 隆道・梅村尚樹

制 作 株式会社勉誠社

発 売 勉誠出版株式会社

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-18-4
TEL:(03)5215-9021(代) FAX:(03)5215-9025

〈出版詳細情報〉 <http://bensei.jp/>

印刷・製本 (株)太平印刷社

ISBN978-4-585-32523-9 C1322